

支給対象者について

下記により、基準日時点での申請者が誰か、申請先はどこかを確認してください。

【対象児童】 平成 15 年 4 月 2 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に生まれた児童

【申請者】

- (1) 対象児の児童手当を受給している場合は、令和 3 年 9 月分児童手当の受給者。
- (2) 令和 3 年 9 月以降に生まれた対象児の児童手当を受給している場合は、出生日の翌月分の児童手当の受給者。
- (3) 上記 (1)、(2) に当てはまらない場合は、対象児童を監護し、生計が同一である父母等のうち、令和 2 年中の所得（令枝 3 年度所得）が高い者。

- ※ 児童養護施設等へ入所中の児童は、児童養護施設等設置者への支給となります。
- ※ 離婚協議中等により父母が別居している場合で、申請者が児童手当の受給者でない場合は茅ヶ崎市子育て支援課へご相談ください。
- ※ DV 被害によりお子さんとともに避難されている方の場合は、居住地の子育て世帯への臨時特別給付金担当へご相談ください。その際、他方の配偶者等の方は支給を受けられません。

【基準日】 令和 3 年 9 月 30 日までに生まれた児童：令和 3 年 9 月 30 日

令和 3 年 10 月 1 日以降に生まれた児童：児童手当の認定請求をした日

- ※ 児童手当支給対象児については、令和 3 年 9 月分の児童手当が基準となります。

【申請先】 基準日時点で申請者の住民票の住所地となっている市区町村

【申請方法】 申請先が茅ヶ崎市である場合は、記載要領を参考に届出書に必要事項を記載して、郵送にて提出してください。茅ヶ崎市以外の市区町村である場合は、該当の市区町村に問い合わせをしてください。

【申請期限】 原則、令和 4 年 2 月 28 日（月）までにご申請ください。

- ※ **令和 4 年 4 月 1 日以降のお振り込みはできません（令和 4 年 3 月 31 日までに出生した新生児を除く）**ので、余裕をもってご申請ください。

【所得制限】

- 令和2年中の所得が所得制限限度額以上である場合は、申請しても支給されません。

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8

- 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。
- 扶養親族等の数が3人以上の場合の所得制限限度額は、1人につき38万円を加算した額。なお、扶養親族等が70歳以上の同一生計配偶者、又は老人扶養親族であるときは44万円を加算した額となります。

【支給額】

- 支給額は、対象児童1人につき10万円です。

【注意事項】

- 申請内容に不明な点があった場合、茅ヶ崎市から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに茅ヶ崎市又は最寄りの警察にご連絡ください。
- 支給対象者に対し、指定口座に支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和4年3月末日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、給付金は支給されません。
- 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供してはいけません。

事務担当 茅ヶ崎市こども育成部子育て支援課
電 話 0467-82-1111